札幌市告示第632号

下記のとおり、一般競争入札を行うので、札幌市契約規則（平成 4 年規則第 9 号）第 4 条の規定に基づいて告示する。

平成 30 年 2 月 8 日

札幌市長　秋元　克広

記

1　契約担当部局

〒004-0809　札幌市清田区里塚 506 番地

札幌市保健福祉局保健所施設課業務係（里塚斎場）　電話(011)883-1561

2　入札に付する事項

(1)　特定役務の名称　里塚斎場警備業務

(2)　調達案件の仕様等　入札説明書による。

(3)　履行期間　平成 30 年 4 月 1 日から平成 33 年 9 月 30 日までとする。

ただし、本調達は、地方自治法第 234 条の 3 に規定する長期継続契約のため、契約を締結する日の属する年度の翌年において、本調達に係る予算の削除又は減額があった場合には、契約を解除することがある。

(4)　履行場所　札幌市里塚斎場（〒004-0809　札幌市清田区里塚 506 番地）

(5)　入札方法　月額で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の８％に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

3　入札参加資格

(1)　地方自治法施行令第１６７条の４の規定に該当しない者であること。

(2)　平成 27～29 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種分類が大分類）一般サービス業、中分類）警備業に登録されている者であること。

(3)　会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。

(4)　事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が構成員単独での入札参加を希望していないこと。

(5)　札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。

4　入札書の提出場所等

(1)　契約条項を示す場所、入札説明書を交付する場所及び問い合わせ先

上記１に同じ。

なお、入札説明書は下記ＵＲＬのホームページからダウンロードもできる。

http://www.city.sapporo.jp/hokenjo/keiyakujouhou/nyuusatsutou.html

(2)　入札の日時及び場所

平成30年2月22日（木）10時00分

札幌市里塚斎場会議室（札幌市清田区里塚506番地）

(3) 入札書の提出方法

上記（2）の指定日時及び場所において、紙入札方式により直接提出すること。

(4) 開札

入札終了後直ちに上記（2）の場所において行う。

5　入札手続等

(1)　契約手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨に限る。

(2)　最低制限価格の設定　有

(3)　入札保証金　免除

(4)　契約保証金　要

契約を締結しようとする者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知(納入通知書到達)の日の翌日から起算して５日後(５日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日)までに、納付し、又は提供しなければならない。

なお、指定期日までに納付又は提供がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第２５条各号の一に該当するときは、契約保証金の納付を免除することがある。

(5)　入札に要求される事項　この一般競争入札に参加を希望するものは、封印した入札書のほかに、本告示に示した役務の提供が可能であることを証明する書類を添付して、入札書の受領期限までに提出しなければならない。また、入札者は、開札日の前日までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(6)　入札の無効　本告示に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第１１条各号の一に該当する入札は無効とする。

(7)　契約書作成の要否　要

(8)　落札者の決定方法　札幌市契約規則第７条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9)　詳細は入札説明書による。